

---

---

## ごあいさつ

---

---

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、「〈はまぎん〉電子債権サービス」をご契約くださいます。まことにありがとうございます。

本サービスは、法人向けインターネットバンキング『〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト』（BSダイレクト）を通じて、電子債権の発生や譲渡、割引申込などがご利用になれるサービスです。ご利用マニュアルを参照のうえ、ぜひ本サービスをご活用ください。

以下のお取り引きの操作方法は横浜銀行ホームページ（<http://www.boy.co.jp/>）をご覧ください。

- ①発生記録請求（債権者請求方式）②変更記録請求 ③保証記録請求 ④支払等記録請求
- ⑤譲渡担保申込

※本ご利用マニュアルの内容は2023年1月10日現在のものであり、サービス向上を目的としたシステム改定のため、予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください。

---

---

# も く じ

---

---

## ご利用にあたって

サービス概要 .....	5
ご利用可能なお取り引き・動作環境 .....	6
ご利用時間・ご利用手数料 .....	7
記録請求可能期間 .....	8
電子メールによる通知 .....	10
ご利用開始までの流れ・取引先企業との調整 .....	11

## 電子債権サービスへのログイン

ログインまでの流れ .....	12
電子債権サービスストップ画面 .....	13
通知情報管理 .....	14

## ユーザの種類

ユーザの種類と権限 .....	15
-----------------	----

## 初期設定

初期設定の流れ .....	16
マスターユーザ（自分自身）の初期設定 .....	17
BSダイレクトの管理者ユーザ・一般ユーザの初期設定 .....	22

## 企業情報管理

変更 .....	25
照会 .....	28

## 取引先管理

登録 .....	29
変更・削除 .....	32
ファイル登録 .....	35
ファイル取得 .....	39
グループ登録 .....	40
グループ名変更/削除/所属変更 .....	41
照会 .....	45

## 発生記録請求

概要 .....	46
個別請求の操作の流れ .....	47
個別請求の操作方法 .....	48
複数請求の操作の流れ .....	52
複数請求の操作方法 .....	53

## 譲渡記録請求

個別請求の操作の流れ .....	58
個別請求の操作方法 .....	59
複数請求の操作の流れ .....	64
複数請求の操作方法 .....	65

<b>一括記録請求</b>	
一括記録請求の操作の流れ.....	70
一括記録ファイルのアップロード.....	71
一括記録請求結果の照会.....	73
一括記録請求の再請求.....	76
一括記録ファイルのテスト.....	78
<b>融資取引</b>	
電子債権割引の操作の流れ.....	80
電子債権割引.....	81
融資照会.....	86
<b>引戻し</b>	
担当者の操作の流れ.....	88
引戻しの手順.....	89
引戻し後の仮登録の修正／削除の手順.....	91
<b>承認／差戻し</b>	
承認者の操作の流れ.....	95
承認機能区分.....	96
承認／差戻しの手順.....	97
まとめ承認／差戻しの手順.....	99
承認状況照会.....	102
<b>承諾／否認</b>	
承諾業務の流れ.....	104
承諾／否認の手順.....	105
<b>債権の取り消し</b>	
取り消しの手順.....	109
<b>債権情報照会</b>	
受取債権情報の確認.....	113
入金予定情報の確認.....	117
支払予定情報の確認.....	120
債権照会（開示）／簡易検索.....	123
債権照会（開示）／詳細検索（即時照会）.....	124
債権照会（開示）／詳細検索（一括予約照会）.....	130
<b>取引履歴照会</b>	
取引履歴照会.....	137
<b>操作履歴照会</b>	
操作履歴照会.....	140
<b>指定許可管理</b>	
指定許可登録.....	142
指定許可変更・解除.....	145
<b>ユーザ情報管理</b>	
ユーザ情報管理の流れ.....	148
追加.....	149

変更・削除 .....	154
照会 .....	155
承認パスワードの初期化 .....	157
承認パスワードの変更 .....	159
<b>利用者情報照会</b>	
利用者情報照会 .....	160

# ご利用にあたって

## サービス概要

### 1. 記録請求

取引種類		内容
記録請求	債務者請求方式 (P46)	支払企業（債務者）が電子債権を発生させるお取り引きです。
	債権者請求方式	納入企業（債権者）が電子債権を発生させるお取り引きです。 5銀行営業日以内に支払企業（債務者）から承諾を得ることでお取り引きが成立します。 なお、ご利用にあたっては納入企業（債権者）、支払企業（債務者）の双方が債権者請求方式を利用可能な状態である必要があります。
	譲渡記録 (P58)	納入企業（債権者）が他のお取引先等に電子債権を譲渡するお取り引きです。
	分割記録（分割譲渡） (P58)	納入企業（債権者）が他のお取引先等に電子債権の一部を譲渡するお取り引きです。
その他請求	変更記録	電子債権の削除または支払期日や金額等の記録請求の変更をおこなうお取り引きです。
	保証記録	電子債権について債権者が第三者へ保証を依頼するお取り引きです。 支払期日の7営業日前までに保証人が承諾することでお取り引きが成立します。
	支払等記録	電子債権の決済情報を記録するお取り引きです。 口座間送金決済以外で当事者間で決済をおこなった場合などにおこないます。

(注1) 譲渡記録、分割譲渡記録をおこなう譲渡人は、譲渡する電子債権の保証人となります。

(注2) 発生記録(債権者請求方式)、変更記録、保証記録、支払等記録の操作方法は横浜銀行ホームページをご覧ください。

(注3) 電子債権のしくみ等は、横浜銀行ホームページのほか、でんさいネットホームページもご利用ください。

でんさいネットの特長、参加金融機関一覧、ご利用者向けQ&Aなどをご覧ください。

↓↓↓  
<http://www.densai.net/>

### 2. 融資取引

取引種類	内容
電子債権割引 (P80)	支払期日前に電子債権の一部または全部を横浜銀行に譲渡し、資金化するお取り引きです。
譲渡担保	支払期日前に電子債権を横浜銀行への譲渡担保として利用できるお取り引きです。

(注1) 横浜銀行を窓口金融機関とする（横浜銀行の口座で受け取る）電子債権が対象になります。

(注2) ご利用にあたっては横浜銀行所定の審査があります。

(注3) 譲渡担保の操作方法は横浜銀行ホームページをご覧ください。

### 3. 情報照会・管理業務等

取引種類	内 容
債権情報照会 (P113)	記録請求をおこなった電子債権や保有している債権等の金額、支払期日等を確認するお取り引きです。
取引履歴照会 (P137)	過去の取引を確認するお取り引きです。
操作履歴照会 (P140)	操作履歴を確認するお取り引きです。
融資照会 (P86)	融資申込状況を確認するお取り引きです。
指定許可管理 (P142)	取引を許可する取引先制限についての登録・変更・解除をおこなうお取り引きです。
取引先管理 (P29)	取引先の登録・変更・削除・確認をおこなうお取り引きです。
ユーザ情報管理 (P148)	ユーザ情報の追加・変更・削除・確認をおこなうお取り引きです。
企業情報管理 (P25)	企業情報の変更・確認をおこなうお取り引きです。
利用者情報照会 (P160)	利用者番号等を確認するお取り引きです。

#### ご利用可能なお取り引き

- 利用者区分に応じて、ご利用可能なお取り引きが異なります。
- 債務者利用のみのお取り引きはできません。債権者利用と合わせてのご利用となります。

利用者区分	内 容		
債務者利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発生記録請求により、電子債権を発生させ、電子記録債務者となることができます。</li> <li>② 電子債権の譲渡を伴わない保証記録請求により、保証人となることができます。</li> </ul>		
債権者利用	一 般	電子債権の受け取りおよび譲渡記録請求、分割譲渡記録請求等をおこなうことができます。	
	融 資 利 用	割 引	債権者利用（一般）に加え、第三者が利用者あてに発生させた横浜銀行を窓口金融機関とする電子債権の割引申込をすることができます。
		譲渡担保	債権者利用（一般）に加え、第三者が利用者あてに発生させた横浜銀行を窓口金融機関とする電子債権を、横浜銀行からの融資を受ける目的で、譲渡担保の差入申込ができます。
		割引・譲渡担保	「割引」および「譲渡担保」のいずれも利用できます。

#### 動作環境

動作環境の最新情報は、横浜銀行ホームページをご覧ください。

## ご利用時間

記録請求	銀行営業日		銀行休業日	
	当日取引	予約取引	当日取引	予約取引
発生記録請求	8:00~15:00	8:00~23:00	8:45~15:00	8:45~17:00
譲渡記録請求				
分割譲渡記録請求				
一括記録請求		-		
支払等記録				
変更記録				
保証記録				

※1 銀行営業日は月曜日から金曜日です(ただし、祝日・休日および12月31日から1月3日を除きます)。

※2 毎月第2土曜日、および12月31日から1月3日、5月3日から5月5日はご利用になれません。

融資取引	銀行営業日	銀行休業日
電子債権割引	8:00~23:00	8:45~17:00
譲渡担保	8:00~15:00は当日の受付となります。	終日翌銀行営業日の受付となります。

※1 電子債権割引は、受付日の翌銀行営業日以降の日を割引希望日として割引申込が可能です。

情報照会・管理業務等	銀行営業日	銀行休業日
債権情報照会	8:00~23:00	8:45~17:00
取引履歴照会		
操作履歴照会		
融資照会		
指定許可管理		
取引先管理		
ユーザ情報管理		
企業情報管理		
利用者情報照会		

## ご利用手数料

ご利用手数料の詳細は、横浜銀行のホームページをご覧ください。

なお、発生記録・譲渡（

）記録手数料等、お取り引きにかかる手数料は、以下の場合においても発生する場合がありますため、ご注意ください。

- 債権者請求方式により債権の発生記録請求をおこなった場合で、債務者が債権者請求方式のお申し込みをしていない、債務者利用のお申し込みをしていない等の理由により、当該お取り引きがエラーとなった場合
- 発生記録請求、譲渡（分割）記録請求等の記録請求において、指定許可を受けていない先を指定したことで、当該お取り引きがエラーとなった場合（お取り引きの相手先が指定許可機能をご利用の場合のみ）
- 発生記録請求・譲渡（分割）記録請求等の記録請求における請求対象口座が取引不可で、当該お取り引きがエラーとなった場合
- 発生記録請求・譲渡（分割）記録請求等の予約の取り消しをおこなった場合

○ 発生記録請求・変更記録請求等で、お取引先の相手方が当該お取引先を否認した場合

記録請求可能期間

1. 記録請求

内容	期間
発生記録請求	
支払期日に設定可能な期間	発生日（発生日が銀行休業日の場合は、翌銀行営業日）から起算して3銀行営業日を経過した日から、10年後の応当日まで なお、支払期日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日が支払期日となります。
発生日に設定が可能な期間	発生記録請求日から1か月後の応当日まで
譲渡（分割）記録請求	
譲渡日に設定が可能な期間	譲渡記録請求日から1か月後の応当日まで なお、支払期日の2銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までは請求できません。
変更記録請求（注1）	
利用者属性の情報の変更記録が可能な期間	いつでも可能（注2）
利用者属性以外の情報の変更記録請求が可能な期間（BSダイレクトで承諾を得る方法）	支払期日の7銀行営業日前まで
利用者属性以外の情報の変更記録請求が可能な期間（書面で承諾を得る方法）	支払期日の3銀行営業日前まで
保証記録請求	
譲渡を伴わない保証記録請求が可能な期間	支払期日の7銀行営業日前まで なお、支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までは請求できません。（注3）
支払等記録請求	
支払等記録請求が可能な期間（支払企業が請求する場合）	支払期日の7銀行営業日前まで なお、支払期日の6銀行営業日前から、でんさいネットが支払不能事由の通知を受けた時までは請求できません。（注4）
支払等記録請求が可能な期間（納入企業が請求する場合）	支払期日の3銀行営業日前まで なお、支払期日の2銀行営業日前から、でんさいネットが支払不能事由の通知を受けた時までは請求できません。（注4）

（注1）対象期間外でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可能です。

（注2）支払期日の3銀行営業日以降は、債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可能です。

（注3）支払等記録がおこなわれておらず、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り、支払期日の3銀行営業日以降の記録請求が可能です。

（注4）債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可能です（ただし、支払等記録がおこなわれるのは支払期日の3銀行営業日後となります）。



## 2. 記録請求の承諾/否認、記録請求の取消

内容	期間
発生記録請求（債務者請求）	
債権者が単独で発生記録請求の削除が可能な期間	発生日を含め5銀行営業日以内（ただし支払期日の2銀行営業日前まで）
予約中の発生記録請求の取消が可能な期間	発生日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで なお、予約による発生記録請求中に、譲渡記録請求等その他記録請求がされた債権の発生記録請求（予約）の取り消しはできません。
発生記録請求（債権者請求）	
発生記録請求の「承諾・否認」が可能な期間	発生日を含め5銀行営業日以内
予約中の発生記録請求の取消が可能な期間	発生日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで なお、予約による発生記録請求中であっても、すでに債務者が承諾または否認した発生記録請求の取り消しはできません。
譲渡記録請求	
譲受人が単独で譲渡（分割）記録請求の削除が可能な期間	譲渡日を含め5銀行営業日以内（ただし支払期日の2銀行営業日前まで）
予約中の譲渡（分割）記録請求の取消が可能な期間	譲渡日の前日（横浜銀行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで
変更記録請求	
変更記録請求の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内
保証記録請求	
譲渡をともなわない保証記録請求の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内
支払等記録請求	
支払等記録請求の「承諾・否認」が可能な期間	通知日を含め5銀行営業日以内

## 電子メールによる通知

■ 自身がおこなった取引内容や取引先からの取引承諾依頼等が、電子メールにより通知されます。

■ 電子メール件名は「記号＋【取引の状態】＋取引種類」という形式で表示されます。

(例) <sup>記号</sup> ▲〈はまぎん〉電子債権サービス <sup>【取引の状態】</sup> 【仮登録】 <sup>取引種類</sup> 発生記録請求のご連絡

### 【電子メール件名の記号の種類】

件名の記号	記号例	内容
黒塗りの記号	「▲」「▼」 「■」「◆」	承認、承諾等の作業が必要なお取引を通知するメールです。 ※取引の種類により作業が可能な時限が異なります。
白塗りの記号	「◎」「○」	おもにお取り引きの確認を通知するメールです。 ※内容に異議がある場合の取消作業等、必要により作業が発生します。

### 【「発生記録（債務者請求）」時の電子メールの件名例】

電子メールの件名		内容
黒塗りの記号	▲〈はまぎん〉電子債権サービス 【仮登録】発生記録請求のご連絡	・ 担当者が仮登録をおこなった場合に通知されます。 ・ 承認者は、「承認」または「差戻し」の手続きが必要です。
	▼〈はまぎん〉電子債権サービス 【差戻】発生記録請求のご連絡	・ 仮登録が差戻された場合に通知されます。 ・ 担当者は、仮登録の修正または削除の手続きが必要です。
	■〈はまぎん〉電子債権サービス 【登録不可】発生記録請求のご連絡	・ 発生記録の登録ができなかった場合に通知されます。 ・ 再度手続きが必要です。
白塗りの記号	◎〈はまぎん〉電子債権サービス 【承認】発生記録請求のご連絡	・ 承認者が仮登録を承認した場合に通知されます。
	○〈はまぎん〉電子債権サービス 【取引連絡】発生記録請求のご連絡	・ 発生記録請求を受け取った場合に通知されます。

### 【電子メールによる通知例】

承認者が発生記録請求の仮登録を承認した際、以下の内容の電子メールが送信されます。

◎〈はまぎん〉電子債権サービス【承認】発生記録請求のご連絡

宛先 株式会社浜銀建設

アイテム保持ポリシー 13ヶ月経過メールの削除 (1年間、1か月間)

宛名者 bsd@boy.co.jp

---

株式会社浜銀建設 様

いつも横浜銀行をご利用くださりましてありがとうございます。  
発生記録請求の予約登録が承認されました。  
内容をご確認ください。  
※本アドレスは送信専用です。返信されても回答できませんのでご注意ください。

お問い合わせ番号(通知管理番号)：T99999999999999999999

取引名：発生記録請求

取引詳細：発生記録請求の予約登録承認

受付日時：2019年06月12日15時35分

請求番号：S99999999999999999999

The screenshot shows the BOY portal interface. At the top, there are navigation tabs: トップページ, 債権情報照会, 債権発生請求, 債権返済請求, 債権一括請求, 融資申込, その他請求, and 管理業務. The main content area is titled 'トップ' and includes sections for 'プロフィールアカウント情報', '横浜銀行からのお知らせ', and 'お取引のご案内(通知情報)'. The 'お取引のご案内' section lists various transaction statuses with their respective counts and deadlines. A callout box points to the '通知管理番号' (Notification Management Number) T99999999999999999999, which is used to identify the transaction in the '通知情報一覧' (Notification Information List) section.

(注) 通知内容によりメールの送信先は異なります。

電子メールで通知される「通知管理番号」を使用し、トップ画面の「通知情報一覧」で通知内容を特定のうえ、取引の詳細を照会することが可能です。

## ご利用開始までの流れ

**STEP1** 「<はまぎん>電子債権サービス利用者登録通知書」の受け取り



**STEP2** 取引先企業との調整（本ページ下部）



**STEP3** ユーザの初期設定（P16参照）



**STEP4** 利用開始

## 取引先企業との調整

### 1. 支払企業さまとしてのご利用の場合

■納入企業さまあてに支払方法の変更を通知し、了解を得る必要があります。

■納入企業さまから納入企業さまの「利用者番号」「受取口座情報（取引金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義など）・指定許可機能の利用有無」について連絡を受ける必要があります。

### 2. 納入企業さまとしてのご利用の場合

■支払企業さまにご自身の「利用者番号」「受取口座情報（取引金融機関名・支店名・預金科目・口座番号・口座名義など）」を連絡します。

■債権者請求方式による発生記録請求をご利用の場合は、以下のご対応も必要です。

- ・支払企業さまに債権者請求方式および債務者利用のご契約を依頼します。支払企業さまが債権者請求方式または債務者利用のお申し込みをしていない等の理由により、当該お取引引きがエラーとなった場合でも、お取引引きにかかる手数料が発生する場合があります。
- ・支払企業さまの「利用者番号」「支払口座情報」の連絡を受ける必要があります。

### ① ご注意事項

お取引引きの相手方が指定許可機能をご利用の場合は、お客さまを指定許可先として登録してもらう必要があります。万一、指定許可先として登録されておらず、お取引引きがエラーとなった場合でも、お取引引きにかかる手数料が発生する場合があります。